

- 27 今後は公私の年金を合わせて老後の生活保障をどのように確保していくかも必要なこと

**今後は公私の年金を合わせて
老後の生活保障をどのように確保していくかも必要なこと**

1 理解し伝えるべき項目

(1) **公的年金保険は老後生活の基本となるものであるが、公的年金のみで老後の生活の全てを賄おうとするものではない。**この国では、自由意思を尊重する他の国々同様、1人1人が、現役時代に自分で築いてきた生活手段（住宅など）や、老後の備えとしての貯蓄や私的年金、高齢期における労働収入などを組み合わせて自身の老後の生活設計を考えていく方式を採っている。

(2) 老後生活には多様な選択肢があり、必要な備えも個々人の状況、選択に応じて変わる。**私的年金は、このような多様なニーズに応じて、公的年金を補完しつつ、自助努力により老後の所得保障を豊かにするための仕組み。**

私的年金は、一般的に有期年金であり、賃金、物価スライドも組み込まれていない。このような特徴も踏まえ、終身受け取ることができインフレリスクにも対応している公的年金をベースに、自身の将来の生活設計に応じて私的年金等をどのように組み合わせるかを考えていくことが必要である。

(3) 私的年金には、企業の従業員が加入し事業主が拠出する企業年金や、任意に個人が拠出する個人年金がある。また、給付の設計の型として、確定給付型と、確定拠出型がある。これらには、自助努力を支援するため**税金の優遇措置**が設けられている。

2 伝える際のポイント

(i) **公的年金のみで老後生活の全てを賄うという考えではないこと**

一般的なサラリーマンには定年があり、退職すれば稼働手段を失うが、自営業者はそういうことはなく、事業用の資産を保有し、高齢になっても事業を続けられることも多い。このような背景から、自営業者には基礎年金、サラリーマンには基礎年金＋厚生年金が支給されてきた。

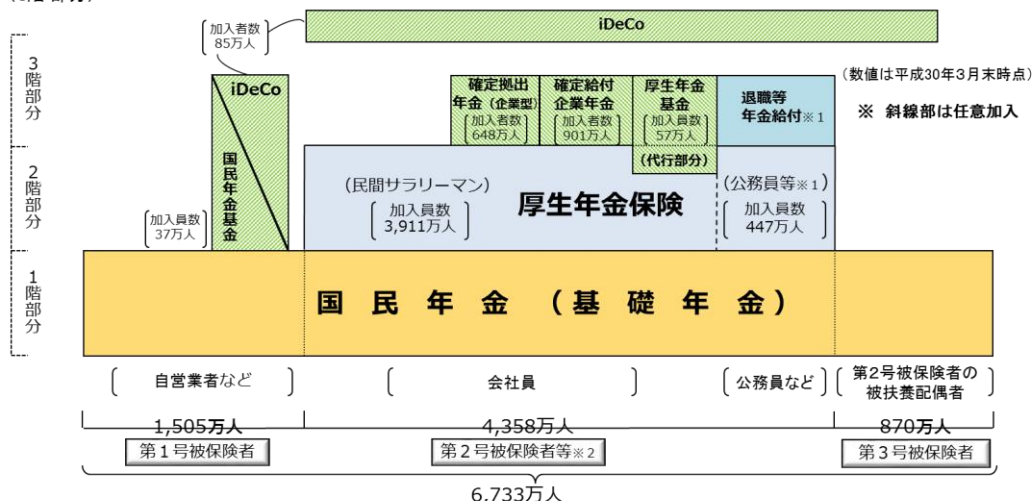
現実の高齢期の収入源は、人によって様々である。**公的年金をベースとして、高齢期における労働収入や、現役時代に自分で築いてきた生活手段（住宅など）、老後の備えとしての貯蓄や私的年金などを組み合わせてトータルで老後生活を賄っていくものである。**

27 今後は公私の年金を合わせて老後の生活保障をどのように確保していくかも必要なこと

年金制度の仕組み

出典：厚生労働省

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員等は、これに加え、厚生年金保険に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)
- およ、希望する者は、iDeCo(個人型確定拠出年金)等の私的年金に任意で加入し、さらに上乗せの給付を受けることができる。(3階部分)



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で高齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

(ii) 公私の年金を組み合わせて考えていくことが重要であること

私的年金は、一般にあらかじめ支給期間が決まっている有期年金で、賃金、物価スライドも組み込まれていない。このため、想定外の長生きにより生活費が不足するリスク(長寿リスク)やインフレにより年金の実質価値が目減りするリスク(インフレリスク)に対応することができない。また、公的年金が保障している障害年金や若くして亡くなった場合の遺族年金も一般的には導入されていない。

このような特徴を踏まえ、公的年金をベースに、自身の将来の生活設計に応じて私的年金等をどの程度プラスするかという「組み合わせ」を考えていくのが適切である。

(iii) 私的年金にはいろいろなタイプがあること

公的年金は2階建て(1階は基礎年金、2階は厚生年金)であるが、私的年金は3階部分に相当する。

私的年金には、企業の従業員が加入し事業主が拠出する企業年金や、任意に個人が拠出する個人年金がある。また、給付の設計の型として、確定給付型(あらかじめ給付の算定方法を決めて、そこに向けて拠出・積立をするタイプ)と、確定拠出型(あらかじめ拠出額を決めて、その運用の結果で給付

27 今後は公私の年金を合わせて老後の生活保障をどのように確保していくかも必要なこと

額が決まるタイプ)がある。これらには、**自助努力を支援するため税金の優遇措置が設けられている。**

企業年金は、一般に、退職給付制度として退職一時金制度（いわゆる退職金）と一体で行われている場合があり、その水準も企業によって大きな差がある。各々が老後生活を描く場合において、勤めている企業の企業年金がどうなっているのか認識しておくことが重要となる。

3 振り返り

- (1) **公的年金と私的年金の役割**はそれぞれどのようなものか。
- (2) **老後生活の設計**に当たって、**何を考慮**に入れて、**どのように考えていく**ことが適切か。
- (3) **私的年金**にはどのようなタイプの年金があるか。